

208

平成28年4月

けんぽだより

大阪府建築健康保険組合

(春の大阪城)



ご家庭にお持ち帰りになり皆さんでお読みください

平成28年度 予算のお知らせ

データヘルス計画の推進

「健康診断受診率の改善」「疾病の重症化予防」を重点に保健事業を実施いたします

● 予算総額 59億5,000万円

● 経常収支差引額 1億6,000万円

当健保組合の平成28年度事業計画・収支予算が、去る2月23日の組合会において可決承認されましたので、お知らせいたします。

当健保組合の平成28年度事業計画・収支予算は、昨年度同様に経常収支は黒字で編成することができましたが、事業所の景気回復基調に伴う保険料収入の増加や納付金・支援金の前々年度の精算金により、拠出額が大幅に減少したことが大きな要因となっています。

しかし、現役世代の人口が減少する一方、高齢化の進展により納付金等への拠出は今後も増加することが予測されます。将来に亘り皆保険制度を維持していくためには、高齢者医療の負担構造改革の前進が不可欠であり、29年4月に消費税率10%への引き上げによる増収分を拠出金負担が膨らむ現役世代の負担軽減のため、高齢者医療の負担構造改革に繋がる施策をより一層強力に進めることを政府には求めています。

当健保組合の財政も、一時的に改善が見られること

るですが、中長期的には樂觀視できる状況にはありません。健全化に向け更なる努力をしていきたいと考えておりますので、引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。

また、本年度は、健康寿命の延伸や医療費適正化に資する事業であるデータヘルス計画の3年を1期とした計画の中間年にあたります。「疾病の重症化予防対策」や「健康診断受診率の改善」を重点課題とし、事業主とデータ分析結果等の情報を共有できる環境を構築するとともに、加入者の健康意識レベルの向上にも取り組む必要があると考えています。今後も健康保険組合の本旨を十分に理解し、加入者の皆様の健康維持・増進に積極的に取り組み、効果的かつ効率的な事業を実施してまいります。



予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 10,800 人
(男性 8,600 人、女性 2,200 人)
- 平均標準報酬月額 392,737 円
(男性 425,000 円、女性 263,082 円)
- 総標準賞与額(年間合計) 8,435,991 千円
- 平均年齢 45.30 歳
(男性 46.48 歳、女性 40.33 歳)
- 被扶養者数 11,000 人
- 前期高齢者加入率 5.18%

● 健康保険料率 1,000分の 98.00

(事業主 1,000分の 50.00、被保険者 1,000分の 48.00)

● 一般保険料率 1,000分の 96.71

(事業主 1,000分の 49.34、被保険者 1,000分の 47.37)

● 基本保険料率 1,000分の 60.71

(事業主 1,000分の 30.97、被保険者 1,000分の 29.74)

● 特定保険料率 1,000分の 36.00

(事業主 1,000分の 18.37、被保険者 1,000分の 17.63)

● 調整保険料率 1,000分の 1.29

———— * ————

● 介護保険の対象となる被保険者数 9,678 人

● 介護保険料率 1,000分の 15.00

(事業主 1,000分の 7.50、被保険者 1,000分の 7.50)

平成28年度 収入支出予算概要

健康保険分

収 入(千円)		被保険者1人 当たり収入額(円)	支 出(千円)		被保険者1人 当たり支出額(円)
保 険 料	5,731,091	530,657	事 務 費	123,727	11,456
国 庫 負 担 金	2,292	212	保 険 給 付 費	3,077,996	285,000
調 整 保 険 料	76,686	7,101	納 付 金	2,110,396	195,407
国 庫 補 助 金 収 入	3,732	346	前 期 高 齢 者 納 付 金	866,878	80,266
財 政 調 整 事 業 交 付 金	50,000	4,630	後 期 高 齢 者 支 援 金	1,161,484	107,545
施 設 利 用 料	38,714	3,585	そ の 他 (退職者給付拠出金等)	82,034	7,596
雑 収 入 ・ そ の 他	47,485	4,395	保 健 事 業 費	294,634	27,281
合 計	5,950,000	550,926	財 政 調 整 事 業 拠 出 金	76,669	7,099
			連 合 会 費	2,800	259
			積 立 金	30,000	2,778
			そ の 他 ・ 雑 支 出 等	42,520	3,937
			予 備 費	191,258	17,709
			合 計	5,950,000	550,926
			経 常 収 支 差 引 額	160,085 千円	

介護保険分

収 入(千円)		支 出(千円)	
保 険 料	619,920	介 護 納 付 金	649,330
繰 入 金	35,000	還 付 金	300
雑 収 入	10	積 立 金	5,300
合 計	654,930	合 計	654,930

お子様が社会人になった時

健康保険の手続きはお忘れなく

この春、学校を卒業し社会人になられるお子様を持つ被保険者の方も多いことと思います。このような場合は、原則として5日以内に会社の担当者を通じて、「被扶養者(異動)届」に健保証を添えて健保組合に届け出をお願いします。

このほか、「被扶養者(異動)届」が必要なのは、赤ちゃんが生まれた時、あるいはご家族が結婚したり、亡くなられた時です。

「被扶養者(異動)届」の記載事項

- ・就職された時 就職年月日
- ・赤ちゃんが生まれた時 出生年月日
- ・お亡くなりになられた時 死亡年月日

任意継続被保険者の標準報酬(平成28年度)

任意継続被保険者の標準報酬月額額は、資格喪失(退職)時の標準報酬月額か、当組合の前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額の、いずれか低い方の額を適用することになっています。昨年における平均額及び保険料は左記の通りです。

記

標準報酬の等級	第26等級
標準報酬月額	380,000円
標準報酬日額	12,670円
一月分の保険料	42,940円
(一般保険料)	37,240円
(介護保険料)	5,700円

*介護保険料は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者に負担していただきます。

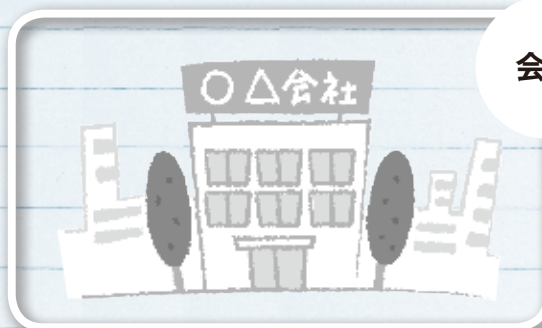
健康保険被扶養者の再確認について

被扶養者の再確認に際しまして、必要書類等ご用意をいただき、皆様方には何かとお手数をおかけいたしました。本当にありがとうございました。

健康保険の仕組みと役割

病気やけがに備えてお互いに支え合う仕組み。それが健康保険です。
保険料で医療費の多くを賄うことで経済的負担を最小限に抑え、
安心できる暮らしを守ります。

保険料は、実際は
会社経由で毎月の
給料や賞与から
支払うニャ



会社

保険料

(健康保険)

保険料を財源に
必要な医療を給付

あらかじめ保険料を納付



病気やけがで
医療が必要

もしものときの医療費を 健康保険が賄う

突然の病気やけがで医療が必要になるのは、誰もが避けたいものです。しかし、不幸にしてそうした事態になると、病気やけがによる痛みや生活の不便さに加えて、医療費の思わぬ出費で生活を脅かされることになってしまいます。

そこで病気やけがに備える仕組みが健康保険です。加入している被保険者が保険料を支払い、会社（事業主）も保険料を負担して、それを財源に必要なときに必要な人が医療を受けられるようにしています。健康保険を使えば、医療費の一部（医療費の3割、70歳以上や小学校入学前は2割）を負担するだけで必要な医療が受けられます。医療費の多くを健康保険が賄うことで、もしものときでも経済的負担が最小限で済むわけです。



保険給付

病気やけがのとき、医療費の一部を負担するだけで必要な医療を受けられるようにします。



保健事業

健診など病気予防・健康増進のための事業を実施し、加入者の健康を守ります。



医療費増で重要になる 健康を守るための事業

健康保険は、お互いに支え合うことで生活上の安心を守るという理念で運営されています。そのためにあらかじめ保険料として、日頃から収入に応じて費用を負担しているのですね。

健康保険の最も大事な役割は、医療の給付など必要な保険給付を適切に実施することですが、もう一つの役割が保健事業の実施です。健診など病気予防・健康増進のための事業を実施し、加入者の健康を守ることにつながります。病気になってからの治療では医療費の額も大きくなりますから、医療費を減らすためには生活習慣病を発症する前に予防する、発症しても重症化を防ぐことが大切となります。

医療費の増加が社会問題となる中で、生活習慣病の発症予防に国全体



でどのように取り組むかが大きな課題となっています。保健事業を利用して健康管理を行い、医療を必要としない病気になりにくい心身を維持することが、これまで以上に求められているのです。

もちろん、個人の幸福のためにも健康はとても重要。保健事業を積極的に利用して、健康を守っていきましょう。

健康保険は暮らしを支える セーフティネット

「セーフティネット」とは、もともとはサーカスの綱渡りなどで安全を確保するために張られた網を指す言葉でした。現在では、主にさまざまなリスクに備える制度の意味で使われています。

健康保険も大事なセーフティネットの一つ。医療が必要となるリスクに備えています。雇用されている人が加入する健康保険では、病気やけがによる休職の際の傷病手当金、出産による休職の際の出産手当金を支給して収入の一部を保障し、生活の安定を図る役割もあります。



平成28年4月から

医療保険制度が改正されます

「社会保障と税の一体改革」の一環として実施される今回の改正では、個々の負担能力に応じた負担という考え方から、入院時食事療養標準負担額の引き上げ、標準報酬月額上限の引き上げなどが行われます。**健康保険に関する主な改正内容の概要をご紹介します。**



①入院時食事療養標準負担額の引き上げ

入院時に医療機関から提供される食事の費用については現在、食材費相当額を患者が負担していますが、在宅療養との公平等を図る観点から調理費相当額も負担することになりました。具体的な金額は次のとおり2段階で引き上げられることになります。

■食事代の患者負担額

～平成28年3月	→	平成28年4月～	→	平成30年4月～
1食 260円		1食 360円		1食 460円

※低所得者の負担額（現行100円または210円）と難病および小児慢性特定疾患の患者については現行どおり据え置かれます。

②紹介状なしで大病院を受診する際の定額負担

紹介状なしで大病院を外来受診した患者に対しては、救急等を除き初診料とは別に一定額の料金を徴収することが義務付けられることになりました。

保険給付	一部負担金	選定療養
医療費（保険診療）		定額負担の徴収を義務化

③傷病手当金・出産手当金の算出方法の変更

傷病手当金および出産手当金の額は、1日につき被保険者の標準報酬日額（標準報酬月額の1/30）の2/3に相当する額を支給していますが、平成28年度からは、「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30」が計算の基準となります。

④保険外併用療養費として患者申出療養が創設

国内未承認の医薬品等を保険外併用療養費として使用したいという患者の思いに応えるため、患者の申し出を起点とする新たな仕組みとして「患者申出療養」が創設されます。患者の申し出により健康保険の使える診療と使えない診療が同時に受けられるようになります。

⑤標準報酬月額・標準賞与額の上限、一般保険料率の上限引き上げ

より保険料負担を公平化する観点から、下記のとおり変更となります。

	(改正前)	平成28年4月～
標準報酬等級（月額上限）	47等級 (121万円)	50等級 (139万円)
標準賞与額の年間上限	540万円	573万円
一般保険料率の上限	120/1000	130/1000

平成28年10月から

短時間労働者への社会保険の適用拡大

平成28年10月からパート・アルバイトなどの短時間労働者も条件によって被保険者となります。

～平成28年9月	平成28年10月～
週30時間以上	①週20時間以上 ②月額賃金8.8万円以上 ③勤務期間1年以上 ④学生は適用除外 ⑤従業員501人以上の企業 (現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定)



みんなの健康保険

健康保険の被扶養者

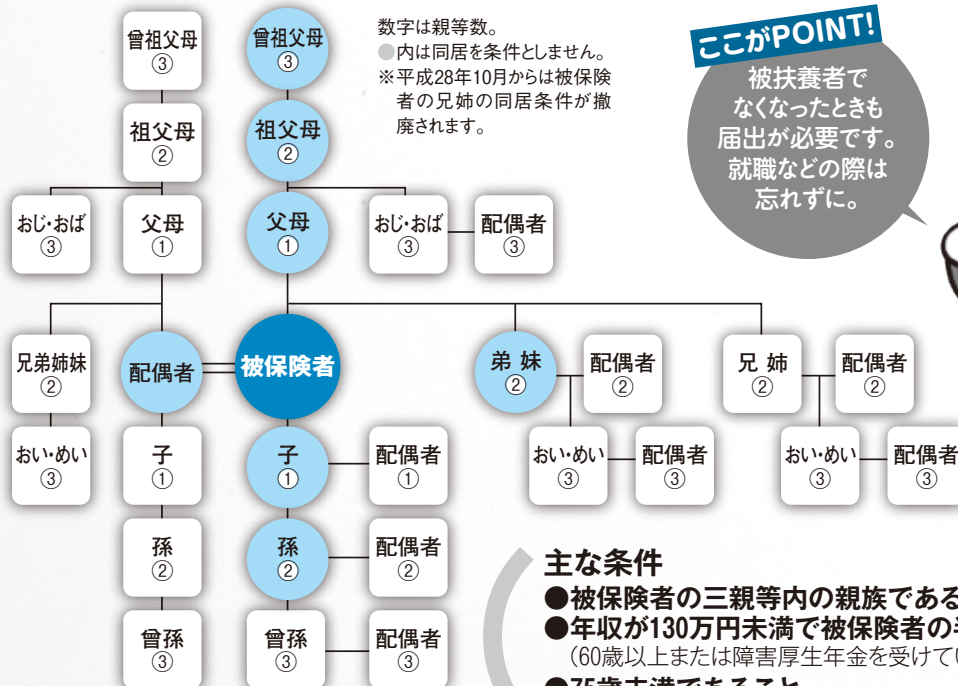
条件を満たした家族も健康保険の被扶養者として保険証を使えます。
被扶養者になるには、健保組合の認定を受ける必要があります。

健康保険では、働いている被保険者だけでなく、被保険者の収入で生活するその家族も被扶養者として給付を受けることができます。家族を被扶養者にするには、収入などの条件を満たした上で、「被扶養者（異動）届」を提出して健保組合の審査を受けます。審査に当たっては、被保険者の収入で生活していることが分かるように、収入を証明する書類のほか、住民票や在学証明書（学生の場合）など、生活状況が分かる各種の書類も添付します。別居している場合は送金額が分かる書類（銀行振込の控えなど）も必要です。

このような厳密な審査が行われるのは、被扶養者の増加は保険給付費や高齢者医療への支援金などの増加に直結し、健保組合の財政負担に影響するからです。健保組合の財政は保険料で賄われていますから、大切な保険料を適切に支出するために公正な認定を行う必要があるのです。認定を受けた後も定期的に資格があるかの確認を行います。健保組合から確認の連絡をしますので、必要書類の提出にご協力ください。

生活状況が分かる書類から健保組合の審査を受ける

被扶養者になれる範囲





恐山

祈	り
を	
感	じ
る	
旅	

【青森県下北半島】



静寂な彼岸と
此岸の間で
鎮魂の石を積む



波風に侵食された巨大な奇岩が立ち並び、神秘的な光景を見せる仏ヶ浦。それぞれの奇岩には仏の名前が付けられている。遊覧船に乗れば、陸側からは見ることができない仏ヶ浦の全貌を知ることができる。



恐山を目指す山道の途中には、不老の水との言い伝えのある恐山冷水という湧水がある。「1杯飲めば10年、2杯飲めば20年、3杯飲めば死ぬまで若返る」とか。遠方から手に入れるために訪れる人も多い。



賽の河原を抜けると、白い砂浜の極楽浜へと至る。宇曽利湖の水は湖底から湧く硫化水素のために強酸性で、周囲は植物が育たないどこか現世離れた光景だ。



陸奥湾に望む愛宕山公園の小高い丘を登ると、桜の中で野生のニホンカモシカを発見。時にはニホンザルが姿を現すことも。丘の斜面からは、鯛が泳ぐようなユニークな形をした鯛島も眺めることができる。

下北半島の間中部、横浜町は菜の花の作付面積が日本一。5月には菜の花フェスティバルが行われ、背の高さほどもある見事な菜の花畑が広がる。畑の中央には「幸せを呼ぶベル」が設置され、カップルが幸せを祈っていた。

人
はみなそれぞれ悲しき過去を持ち、賽の河原に小石を積みた。――

恐山の境内にある、ゴツゴツした岩場の片隅には、そう記された石碑がある。大切な者を失った家族は、悲しみを受け止め、死者と対面するために恐山で鎮魂の石を積む。

境内の道々には名前と享年の記された小石や故人ゆかりの供物、小さな地蔵が供養のために積まれている。「○○ちゃん、また来だよ」と故人に向けて発せられた言葉が記されたものもあり、幾度も恐山に足向ける家族の深い悲しみが伝わってくる。

古くから東北一円の信仰を受け止めてきた霊場の恐山は、現在では多くの観光客が訪れる観光地としての側面もある。なるほど、巨大な卒塔婆や火山ガスが漂う荒涼とした岩肌、死者の霊を呼び出すイタコなど、神秘的な光景は人々の興味を呼ぶ。しかし、時代が移り変わったとしても恐山の本質は変わらない。あの世である彼岸とこの世である此岸の間で祈りを受け止める場所なのだ。

供養の花の代わりに手向けられた風車がカラカラと風に吹かれて回る。色鮮やかな風車は輪廻転生のシンボルでもある。安らかな生と死への願いがある限り、祈りに満ちた恐山を人々は訪れる。



下北半島の先端に位置する大間町のマグロの一本釣りオブジェ。親子2代で築地初競り最高値を記録した伝説のお店「魚喰いの大間んぞく」で、とろけるような脂ののった最高のマグロと、津軽海峡の荒波に揉まれて生臭さの少ない濃厚なウニを堪能。

photo/yuichi itabashi

平成28年度

保健事業のご案内

高齢社会が進展する中で、健康寿命を伸ばすことは国の重要課題の一つになっていることから、当健保組合では昨年に引き続き、予防と健康管理を重視した「データヘルス計画」の二つの課題である「健康診断受診率の改善」と「疾病の重症化予防対策」を推進すると共に、加入者の健康意識レベルの向上に繋がる施策を実施いたします。

保健指導宣伝

- ①広報誌の発行等……………機関紙「けんぽだより」を年4回全被保険者に作成配布
- ②諸事業指導宣伝……………ホームページの管理監修を行う
- ③疾病予防パンフレットの配布……………保健衛生に関するパンフレットの配布
- ④医療費のお知らせ……………1年間に使った保険診療の額を被保険者に通知
- ⑤ジェネリック医薬品推進事業……………新薬から後発医薬品に切り替えることによる医療費の差額を通知
- ⑥保険推進委員会・担当者説明会の開催……………研修会や事務講習会を年3～4回開催
- ⑦データヘルス計画……………データヘルス計画を推進するために各種データを分析するプログラムの作成や機器の整備を実施
- ⑧共同指導宣伝……………健康保険組合連合会の共同事業への参加



体育奨励

- 水泳プール利用券の交付……………5施設を対象(予定)



保養所

- ①契約保養所……………保養を目的とした国内旅行に対し、1人1泊につき1,000円年間3泊を限度に補助金を支給
- ②個別契約保養所等……………青山高原リゾート ホテル ローザブランカ、かんぽの宿、船員保険保養施設(4ヶ所)

健保会館

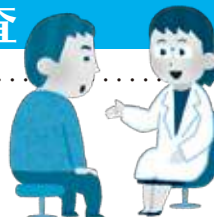
- 集会施設……………事業所・組合員の集会、研修会、講習会等会場に貸出

貸付事業

- ①高額医療費……………高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸付
- ②出産費……………出産育児一時金(同家族)支給見込額の8割相当額を無利子で貸付

特定健康診査

- 40歳以上の被保険者、被扶養者を対象に実施……………一部負担金1,000円
但し、強制適用被保険者は法定健診が優先
- 近総協出張健診・集合契約A・B(受診券)・補助金制度の各案内
受診率改善のために諸施策を講ずる



特定保健指導

- 上記40歳以上の特定健診受診者から、健診結果に応じてメタボリックシンドロームのリスク別に、3つのグループ(情報提供・動機付け支援・積極的支援)に分けて実施……………自己負担無し

疾病予防（健康診断）

当組合健康管理センター及び健診委託契約機関等で実施いたしますが、お近くに委託契約機関がない場合は、健診費用を補助いたします。

※労働安全衛生法により定められた内容の健康診断の実施が、事業者には義務付けられています。

- ①一般健診A 34歳以下の被保険者(法定項目を一部省略した内容)
- ②一般健診B 35歳以上の被保険者(法定健診と同程度の内容)
- ③入社時健診 労働者を雇い入れた時
- ④事業主健診 事業主を対象に実施
- ⑤生活習慣病健診 35歳以上の被保険者・被扶養者(40歳以上の希望者に眼底検査・便潜血検査を追加)
- ⑥人間ドック健診 35歳以上の被保険者・被扶養者(健診機関が実施する「半日人間ドック」以上の内容)
※当健康管理センターでは設備並びに他の健診の関係で実施できません
- ⑦消化器検診 被保険者(年齢不問)
- ⑧精密・管理 上記健診の二次検査(特殊検査(胃カメラ・大腸カメラ・CT・MRI等)は除く)
- ⑨健康相談 内科・眼科・消化器・循環器等に関する健康相談
- ⑩重症化予防対策事業 年々検査数値が悪化傾向の方・改善されない方、要精密検査・要治療の判定があるにも関わらず未通院の方に文書等の通知を実施

疾病予防（その他の事業）

- ⑪家庭常備薬斡旋 春季・秋季・冬季の3回家庭常備薬等を斡旋
- ⑫肥満予防対策 春季・秋季にウォーキングキャンペーンを実施
- ⑬かぜ・インフルエンザ予防対策 風邪ひきゼロ運動を展開し、インフルエンザ予防接種を受けた被保険者・被扶養者に、一人につき1,500円までの実費を補助
- ⑭婦人科検診(乳がん・子宮がん) 女性被保険者並びに35歳以上被扶養者を対象に年一回、各1,500円までの実費を補助
- ⑮メンタルヘルス対策事業 臨床心理士によるメンタルヘルスに関する電話カウンセリング及び面接カウンセリング事業を実施



新規委託契約健診機関

健診機関名	所在地	TEL
(社医)生長会 府中クリニック (※人間ドックのみ実施)	594-0076 和泉市肥子町2-2-1	0725-40-2154
(一社)オリエンタル労働衛生協会 東京支部オリエンタル上野健診センター	110-0005 東京都台東区上野1-20-11 鈴乃屋本店ビルB1F	03-5816-0720
(一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック	650-0042 神戸市中央区波止場町3-12	078-331-6141
(一財)京都工場保健会 総合健診センター	604-8472 京都市中京区西ノ京北壺井町67番地	075-823-0530 0120-823-053



©Fujio Akatsuka



健康保険をなんとかしたい! その声をぜひ、WEBサイトにお寄せください!

健康保険。みらいのために、今、変えよう。

あしたの健保プロジェクト

誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度は、私たちの貴重な財産。この財産を守るため、医療保険制度を超高齢社会に耐え得る仕組みに改革すべきです。全国の健保組合と健保連は、一丸となって、「あしたの健保プロジェクト」を展開し、主張の実現をめざしています。
※本資料は、健保組合の事業主・加入者の方々がたに健保組合の現状と、健保組合「健康保険の主張を広くご理解いただくことを目的に作成し、全健保組合の統一広報活動として広報誌およびホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.kenchiku-kenpo.or.jp>